

保育所等感染拡大防止対策事業について

令和2年4月7日、閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、令和2年度国の補正予算のひとつ「児童福祉施設等における感染拡大防止対策」が4月30日に成立したことを受け、実施するものです。島田市におきましても5月臨時議会において補正予算を計上いたします。

詳細は下記のとおりです。

記

- 事業の内容 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、保育所等の消毒など保育環境の改善に必要となる経費を補助する。
- 事業主体 都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者
- 補助基準額 1施設当たり50万円以内
- 経費負担 国(10/10)
- 支給対象 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所(市内31園)
- 対象費用 令和2年4月以降に感染拡大防止対策として購入する(した)消耗品や備品
マスク、消毒液、体温計、空気清浄機、電解水生成装置など

- 今後のスケジュール
5月8日 市議会臨時議会 補正予算計上
議決後 対象施設へ周知
随時 施設が購入及び補助申請
施設へ市から補助
令和3年度末 国から市へ支払い

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業 (保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度補正予算案：108億円)

【事業内容】

保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市区町村等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

※ 既存の「保育環境改善等事業」の「安全対策事業」において実施

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めたる者

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設
(居宅訪問型保育事業を除く。)

【補助基準額】 1施設当たり 500千円以内（令和元年度からの合計）

【補助割合】 国：10／10

■ 保育所等へのマスクや消毒液等の配布



■ 感染防止用の備品等購入

